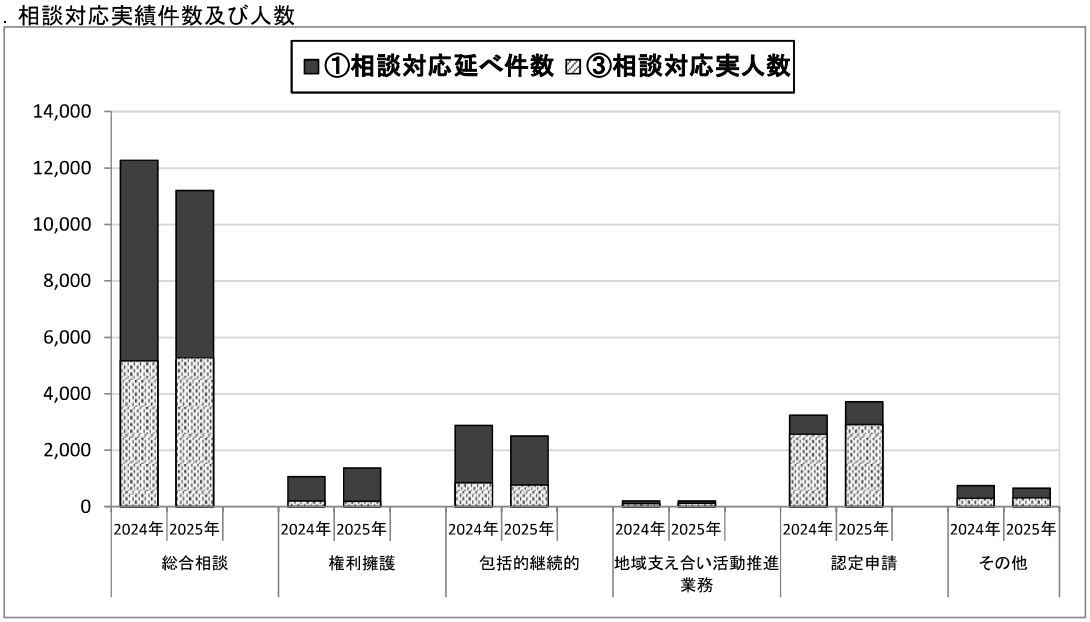
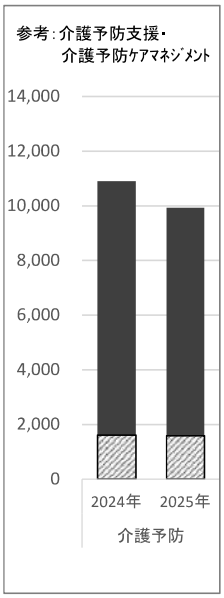
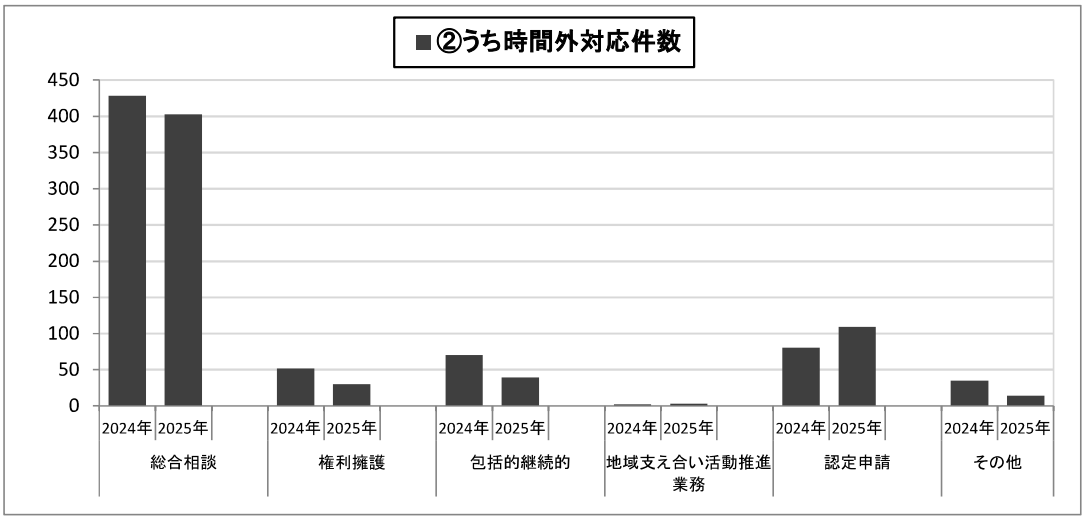
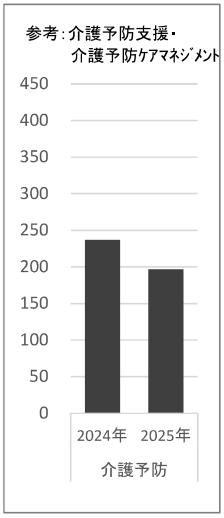
2025年度　実績報告書（垂水区）

1. 相談対応実績件数及び人数









	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,523	300	965	1,477	190	23	6,349	141	10	714	29	1,034	833	91	777	465	17,921
うち時間外対応	135	5	44	58	3	0	153	3	0	17	1	17	12	1	21	12	482
来所	802	64	166	45	60	31	237	15	0	34	3	67	50	29	755	53	2,411
うち時間外対応	39	0	9	0	1	2	6	0	0	0	1	2	0	0	27	0	87
訪問	791	47	291	720	153	135	2,934	85	0	149	15	132	236	68	2,073	104	7,933
うち時間外対応	32	2	21	14	5	4	32	0	0	7	0	3	5	0	57	1	183
その他	160	13	136	95	20	2	409	25	0	147	12	69	79	17	110	39	1,333
うち時間外対応	15	0	5	9	0	0	6	1	0	0	0	0	0	2	4	1	43
①相談対応延べ件数	6,276	424	1,558	2,337	423	191	9,929	266	10	1,044	59	1,302	1,198	205	3,715	661	29,598
前年度比	3%	−20%	−30%	−22%	53%	19%	−9%	−19%	150%	56%	−9%	−25%	5%	−1%	15%	−12%	−6%
1圏域あたり（件）	571	39	142	212	38	17	903	24	1	95	5	118	109	19	338	60	2,691
②うち時間外対応件数	221	7	79	81	9	6	197	4	0	24	2	22	17	3	109	14	795
前年度比	60%	−70%	−38%	−39%	125%	100%	−17%	−76%	−	−27%	0%	−48%	−39%	50%	36%	−60%	−12%
1圏域あたり（件）	20	1	7	7	1	1	18	0	0	2	0	2	2	0	10	1	72
③相談対応実人数	3,353	229	598	730	215	157	1,591	52	2	81	54	659	109	123	2,912	311	−
前年度比	7%	−6%	−10%	−12%	35%	14%	−1%	−19%	−33%	7%	−10%	−12%	−1%	2%	13%	2%	−
1圏域あたり（人）	305	21	54	66	20	14	145	5	0	7	5	60	10	11	265	28	−

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	8	0	0	1	10
実人数	1	8	0	0	1	10

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,825 件	0.2%	1,165.9 件
緊急対応件数（事故対応等）	件数	26 件	0.0%	2.4 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	35,626	4,787

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	23 件	−20.7%	2.1 件
	参加人数	389 人	−7.8%	35.4 人
	（内訳）協議体開催数	3 件	−62.5%	0.3 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	25 件	13.6%	2.3 件
	参加人数	75 人	−18.5%	6.8 人
自センター主催の会議等	開催数	22 件	15.8%	2.0 件
	参加人数	378 人	−47.8%	34.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	83 件	20.3%	7.5 件
	参加人数	1,138 人	25.5%	103.5 人
行政等主催の会議等	開催数	187 件	−0.5%	17.0 件
	参加職員数	271 人	−4.9%	24.6 人
地域主催の会議等	開催数	491 件	15.3%	44.6 件
	参加職員数	765 人	23.8%	69.5 人
ケアマネ等研修会	開催数	10 件	100.0%	0.9 件
	参加人数	138 人	50.0%	12.5 人
介護リフレッシュ教室	開催数	50 件	−3.8%	4.5 件
	参加人数	449 人	21.7%	40.8 人
運営推進会議	開催数	291 件	4.7%	26.5 件
	参加職員数	314 人	2.6%	28.5 人
研修	回数	163 件	24.4%	14.8 件
	受講職員数	341 人	31.7%	31.0 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	77 件	−7.2%	7.0 件
	参加職員数	111 人	12.1%	10.1 人
他機関との連絡調整	件数	6,830 件	28.6%	620.9 件

月別実績報告書 その1

センター番号：	08
センター名：	垂水区

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	4,523	300	965	1,477	190	23	6,349	141	10	714	29	1,034	833	91	777	465	17,921
うち時間外対応	135	5	44	58	3	0	153	3	0	17	1	17	12	1	21	12	482
来所	802	64	166	45	60	31	237	15	0	34	3	67	50	29	755	53	2,411
うち時間外対応	39	0	9	0	1	2	6	0	0	0	1	2	0	0	27	0	87
訪問	791	47	291	720	153	135	2,934	85	0	149	15	132	236	68	2,073	104	7,933
うち時間外対応	32	2	21	14	5	4	32	0	0	7	0	3	5	0	57	1	183
その他	160	13	136	95	20	2	409	25	0	147	12	69	79	17	110	39	1,333
うち時間外対応	15	0	5	9	0	0	6	1	0	0	0	0	0	2	4	1	43
合計	6,276	424	1,558	2,337	423	191	9,929	266	10	1,044	59	1,302	1,198	205	3,715	661	29,598
うち時間外対応	221	7	79	81	9	6	197	4	0	24	2	22	17	3	109	14	795
実人数	4,334	300	875	1,290	303	171	3,857	112	7	225	56	913	307	173	3,195	450	16,568
うち新規人数	3,353	229	598	730	215	157	1,591	52	2	81	54	659	109	123	2,912	311	11,176

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	8	0	0	1	10
実人数	1	8	0	0	1	10

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	451	対象人数	12,825
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	140	対象人数	3,014
緊急対応件数（事故対応等）		件数	26		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		773	18	755	218	46	6
	簡易型		1,157	27	1,130	220	60	3
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		2,423	47	2,376	630	109	14
モニタリング	回数	35,626	サービス担当者会議			回数		4,787

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	23	参加人数	389
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	3		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	25	参加人数	75
自センター主催の会議等	会議数	22	参加人数	378
小地域支え合い連絡会	開催数	83	参加人数	1138
行政等主催の会議等	会議数	187	参加職員数	271
地域主催の会議等	会議数	491	参加職員数	765
ケアマネ等研修会	開催数	10	参加人数	138
介護リフレッシュ教室	開催数	50	参加人数	449
運営推進会議	開催数	291	参加職員数	314
研修	回数	163	受講職員数	341
住民主体活動の後方支援	参加回数	77	参加職員数	111
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	6,830		
（内数）ケース検討会	開催数	241		

月別実績報告書 その1

センター番号：	59
センター名：	桃山台あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	293	9	93	32	13	3	374	1	0	12	2	489	12	19	212	55	1,619
うち時間外対応	12	0	3	1	2	0	3	0	0	1	0	1	1	0	13	3	40
来所	35	0	14	1	4	3	37	0	0	1	0	2	1	0	78	2	178
うち時間外対応	6	0	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	22
訪問	69	3	34	54	8	17	225	4	0	5	1	5	5	4	170	10	614
うち時間外対応	5	1	2	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	9	0	22
その他	13	2	10	0	0	0	18	0	0	5	2	4	5	2	10	2	73
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
合計	410	14	151	87	25	23	654	5	0	23	5	500	23	25	470	69	2,484
うち時間外対応	24	1	10	1	4	1	8	0	0	1	0	1	1	0	33	3	88
実人数	272	13	96	47	19	19	308	4	0	11	5	409	11	20	366	58	1,658
うち新規人数	245	11	74	23	15	19	194	3	0	4	5	337	4	19	347	55	1,355

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	23	対象人数	761
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	11	対象人数	364
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		27	1	26	8	0	0
	簡易型		84	2	82	13	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		165	5	160	34	0	1
モニタリング	回数	3,567	サービス担当者会議			回数		319

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	22
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	32
小地域支え合い連絡会	開催数	13	参加人数	188
行政等主催の会議等	会議数	19	参加職員数	19
地域主催の会議等	会議数	65	参加職員数	70
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	30
運営推進会議	開催数	23	参加職員数	23
研修	回数	13	受講職員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	515		
（内数）ケース検討会	開催数	2		

月別実績報告書 その1

センター番号：	60
センター名：	塩屋

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	277	9	29	10	9	0	83	8	9	9	2	86	127	23	7	33	721
うち時間外対応	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0	0	0	15
来所	41	3	9	0	2	3	11	0	0	0	0	4	2	13	30	1	119
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
訪問	126	9	29	67	15	21	78	5	0	4	1	29	24	23	159	11	601
うち時間外対応	3	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	3	0	12
その他	10	2	8	1	1	0	4	1	0	2	0	4	8	3	19	1	64
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
合計	454	23	75	78	27	24	176	14	9	15	3	123	161	62	215	46	1,505
うち時間外対応	9	0	5	1	0	0	1	0	0	3	0	3	5	0	6	0	33
実人数	343	20	47	67	26	24	125	9	6	5	3	68	69	58	214	31	1,115
うち新規人数	236	16	32	47	15	24	75	3	1	4	3	40	12	39	209	18	774

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	46	対象人数	673
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	26	対象人数	455
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		55	1	54	9	1	0
	簡易型		74	0	74	7	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		173	1	172	48	11	0
モニタリング	回数	2,970	サービス担当者会議			回数		380

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	98
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数	44
行政等主催の会議等	会議数	19	参加職員数	26
地域主催の会議等	会議数	33	参加職員数	80
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	17
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	34
運営推進会議	開催数	18	参加職員数	24
研修	回数	29	受講職員数	40
住民主体活動の後方支援	参加回数	20	参加職員数	36
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	250		
（内数）ケース検討会	開催数	2		

月別実績報告書 その1

センター番号：	61
センター名：	東垂水あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	651	8	72	13	1	0	8	7	0	36	8	12	94	3	18	3	934
うち時間外対応	31	0	4	0	0	0	0	0	0	3	1	0	3	0	0	0	42
来所	60	1	18	0	2	3	6	3	0	8	1	2	10	0	83	1	198
うち時間外対応	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0	11
訪問	172	3	17	43	19	31	115	17	0	21	1	6	81	1	397	1	925
うち時間外対応	6	1	1	0	4	2	6	0	0	0	0	0	2	0	16	0	38
その他	9	0	3	0	0	0	0	2	0	37	0	2	16	0	12	0	81
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	892	12	110	56	22	34	129	29	0	102	10	22	201	4	510	5	2,138
うち時間外対応	40	1	6	0	4	2	6	0	0	3	2	0	5	0	22	0	91
実人数	763	12	95	36	22	34	129	19	0	30	10	15	71	4	499	5	1,744
うち新規人数	593	11	80	34	20	33	126	10	0	16	10	8	39	4	468	5	1,457

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	39	対象人数	3,125
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	4	対象人数	59
緊急対応件数（事故対応等）		件数	9		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		147	5	142	40	21	2
	簡易型		203	7	196	50	30	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		310	7	303	75	1	1
モニタリング	回数	4,928	サービス担当者会議			回数		714

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	33
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	123
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	112
行政等主催の会議等	会議数	35	参加職員数	66
地域主催の会議等	会議数	47	参加職員数	60
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	26
介護リフレッシュ教室	開催数	8	参加人数	22
運営推進会議	開催数	79	参加職員数	79
研修	回数	18	受講職員数	50
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	589		
（内数）ケース検討会	開催数	41		

月別実績報告書 その1

センター番号：	62
センター名：	垂水名谷あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	651	68	79	32	27	1	167	12	0	30	0	225	70	6	2	18	1,388
うち時間外対応	28	1	5	6	1	0	6	0	0	2	0	8	1	0	0	2	60
来所	52	8	12	0	5	1	8	1	0	1	0	33	2	0	48	1	172
うち時間外対応	4	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	10
訪問	60	7	14	60	20	21	120	7	0	5	1	22	53	3	318	6	717
うち時間外対応	2	0	0	4	0	1	2	0	0	0	0	2	1	0	8	0	20
その他	8	4	7	3	5	0	9	1	0	14	0	9	18	1	3	1	83
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	771	87	112	95	57	23	304	21	0	50	1	289	143	10	371	26	2,360
うち時間外対応	35	1	7	10	1	1	9	0	0	2	0	12	2	0	9	2	91
実人数	563	58	64	71	39	18	169	9	0	17	1	209	34	9	313	19	1,593
うち新規人数	453	47	50	52	30	16	120	4	0	6	1	168	17	7	290	17	1,278

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	42	対象人数	536
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	25	対象人数	198
緊急対応件数（事故対応等）		件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		56	0	56	10	0	0
	簡易型		172	6	166	26	6	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		283	9	274	54	7	2
モニタリング	回数	4,876	サービス担当者会議			回数		584

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	48
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	202
行政等主催の会議等	会議数	25	参加職員数	38
地域主催の会議等	会議数	34	参加職員数	42
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	70
運営推進会議	開催数	48	参加職員数	53
研修	回数	16	受講職員数	21
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	6
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	173		
（内数）ケース検討会	開催数	12		

月別実績報告書 その1

センター番号：	63
センター名：	平磯あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	275	18	49	54	11	1	142	2	0	29	6	42	15	0	54	14	712
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
来所	57	10	7	5	8	2	22	0	0	5	0	6	3	0	50	0	175
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
訪問	74	2	13	67	2	1	76	3	0	22	2	16	21	4	110	0	413
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	9	0	7	2	0	0	4	0	0	15	1	31	5	1	2	2	79
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	415	30	76	128	21	4	244	5	0	71	9	95	44	5	216	16	1,379
うち時間外対応	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
実人数	275	19	48	75	15	3	162	4	0	26	7	56	17	5	184	14	910
うち新規人数	192	16	35	47	10	3	109	4	0	9	5	30	7	5	163	13	648

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	3	0	0	0	4
実人数	1	3	0	0	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	45	対象人数	863
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	12
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		34	2	32	13	2	0
	簡易型		40	1	39	11	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		112	2	110	47	0	3
モニタリング	回数	1,225	サービス担当者会議			回数		169

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	15
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	99
行政等主催の会議等	会議数	21	参加職員数	30
地域主催の会議等	会議数	52	参加職員数	137
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	49
運営推進会議	開催数	19	参加職員数	23
研修	回数	25	受講職員数	29
住民主体活動の後方支援	参加回数	6	参加職員数	8
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	266		
（内数）ケース検討会	開催数	9		

月別実績報告書 その1

センター番号：	64
センター名：	本多聞あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	388	69	58	44	18	8	34	1	0	40	7	11	67	4	93	59	901
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
来所	138	11	29	2	7	16	4	1	0	2	0	4	8	3	141	11	377
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
訪問	69	16	13	51	17	23	6	5	0	1	6	4	11	4	426	22	674
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
その他	11	2	3	3	0	1	2	1	0	14	6	12	13	2	30	10	110
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	606	98	103	100	42	48	46	8	0	57	19	31	99	13	690	102	2,062
うち時間外対応	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	19
実人数	574	79	87	70	39	46	45	8	0	29	19	27	43	13	690	88	1,857
うち新規人数	524	55	71	47	31	43	42	5	0	13	19	23	14	12	654	69	1,622

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	2	0	0	1	3
実人数	0	2	0	0	1	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	82	対象人数	2,273
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	20	対象人数	627
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		163	3	160	39	7	2
	簡易型		288	4	284	39	18	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		539	10	529	98	31	1
モニタリング	回数	6,928	サービス担当者会議			回数		1,192

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	6	参加人数	73
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	115
小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数	105
行政等主催の会議等	会議数	17	参加職員数	31
地域主催の会議等	会議数	71	参加職員数	75
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	12	参加人数	144
運営推進会議	開催数	36	参加職員数	36
研修	回数	14	受講職員数	70
住民主体活動の後方支援	参加回数	13	参加職員数	20
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	147		
（内数）ケース検討会	開催数	22		

月別実績報告書 その1

センター番号：	65
センター名：	舞子台

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	21	22	324	1,029	10	1	4,736	106	0	136	0	27	10	1	156	26	6,605
うち時間外対応	0	0	17	43	0	0	128	3	0	9	0	0	0	0	1	0	201
来所	2	0	10	35	0	1	45	9	0	1	0	3	0	0	18	1	125
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	9	1	101	265	15	3	2,108	42	0	26	2	15	4	19	219	14	2,843
うち時間外対応	0	0	2	4	0	0	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	18
その他	0	2	55	66	0	1	341	19	0	40	0	2	0	0	24	1	551
うち時間外対応	0	0	2	4	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12
合計	32	25	490	1,395	25	6	7,230	176	0	203	2	47	14	20	417	42	10,124
うち時間外対応	0	0	21	51	0	0	145	4	0	9	0	1	0	0	1	0	232
実人数	24	17	155	755	16	6	2,460	54	0	52	2	22	5	20	278	27	3,893
うち新規人数	19	14	74	401	13	5	764	18	0	19	2	15	5	4	250	23	1,626

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	4	対象人数	76
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	28
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		88	3	85	20	3	0
	簡易型		77	1	76	8	1	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		278	6	272	79	23	4
モニタリング	回数	3,308	サービス担当者会議			回数		552

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	9
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	100
行政等主催の会議等	会議数	17	参加職員数	17
地域主催の会議等	会議数	6	参加職員数	6
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	27
運営推進会議	開催数	29	参加職員数	29
研修	回数	7	受講職員数	8
住民主体活動の後方支援	参加回数	21	参加職員数	21
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,910		
（内数）ケース検討会	開催数	66		

月別実績報告書 その1

センター番号：	66
センター名：	神陵台あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	806	62	84	196	65	3	482	0	0	380	2	49	374	17	194	141	2,855
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
来所	212	27	40	1	31	1	94	1	0	16	0	6	23	13	173	25	663
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	64	3	14	23	19	7	67	0	0	37	1	2	13	10	48	8	316
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	50	1	8	6	4	0	21	0	0	10	1	2	0	3	7	4	117
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,132	93	146	226	119	11	664	1	0	443	4	59	410	43	422	178	3,951
うち時間外対応	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
実人数	483	51	81	81	73	9	198	1	0	33	4	34	18	29	286	88	1,469
うち新規人数	277	34	52	47	38	4	66	1	0	5	4	13	2	22	222	44	831

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	3	0	0	0	3
実人数	0	3	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	93	対象人数	2,182
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	39	対象人数	845
緊急対応件数（事故対応等）		件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		84	1	83	47	8	0
	簡易型		91	2	89	49	3	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		222	3	219	118	18	0
モニタリング	回数	1,866	サービス担当者会議			回数		269

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	29
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	13	参加人数	36
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	26
小地域支え合い連絡会	開催数	17	参加人数	173
行政等主催の会議等	会議数	22	参加職員数	30
地域主催の会議等	会議数	96	参加職員数	150
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	52
運営推進会議	開催数	19	参加職員数	23
研修	回数	29	受講職員数	97
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,242		
（内数）ケース検討会	開催数	69		

月別実績報告書 その1

センター番号：	67
センター名：	舞子

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,161	35	177	67	36	6	323	4	1	42	2	93	64	18	41	116	2,186
うち時間外対応	53	4	12	6	0	0	15	0	0	1	0	5	3	1	7	7	114
来所	205	4	27	1	1	1	10	0	0	0	2	7	1	0	134	11	404
うち時間外対応	19	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	32
訪問	148	3	56	90	38	11	139	2	0	28	0	33	24	0	226	32	830
うち時間外対応	16	0	15	4	0	1	8	0	0	5	0	0	1	0	18	1	69
その他	50	0	35	14	10	0	10	1	0	10	2	3	14	5	3	18	175
うち時間外対応	8	0	1	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	18
合計	1,564	42	295	172	85	18	482	7	1	80	6	136	103	23	404	177	3,595
うち時間外対応	96	4	30	15	0	2	25	0	0	6	0	5	4	3	34	9	233
実人数	1,037	31	202	88	54	12	261	4	1	22	5	73	39	15	365	120	2,329
うち新規人数	814	25	130	32	43	10	95	4	1	5	5	25	9	11	309	67	1,585

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	77	対象人数	2,336
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	13	対象人数	426
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		119	2	117	32	4	2
	簡易型		128	4	124	17	0	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		341	4	337	77	18	2
モニタリング	回数	5,958	サービス担当者会議			回数		608

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	62
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	7	参加人数	24
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	82
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	115
行政等主催の会議等	会議数	12	参加職員数	14
地域主催の会議等	会議数	87	参加職員数	145
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	21
運営推進会議	開催数	20	参加職員数	24
研修	回数	12	受講職員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	9	参加職員数	17
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	738		
（内数）ケース検討会	開催数	18		

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：５９

あんしんすこやかセンター名：桃山台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：石坂　惠美子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
月曜～土曜の 9 時～17 時 30 分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

２．職員の配置について
保健師または看護師　１名、社会福祉士　１名、主任介護支援専門員　１名、地域支え合い推進員　１名を配置する。

３．総合相談支援業務について
地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者やご家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用に繋げる。ご利用者だけでなくご家族や関係者にも視点を向けて支援を行っていく。相談件数も増加傾向にあり、今後相談の増加が予想される地域や相談内容のデータを取り整理していく。

４．権利擁護業務について
高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者期間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。
成年後見制度については、身寄りのない高齢者や家族関係が希薄なご利用者に対して制度の説明を行い、必要に応じて専門職による説明の場を設ける。
消費者被害を未然に防ぐため、圏域内の関係者に随時情報提供を行う。圏域内で発生した消費者被害情報については広報の仕方を工夫し関係者に周知を行う。民生委員にも広報を行い、地域住民により周知できるようにする。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。圏域全体の地域ケア会議を年１回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

他のセンターと共同で介護支援専門員対象に勉強会や研修会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。フレイル予防の広報を継続して行い、高齢者のフレイル予防を促進する。

B 地域昼食会参加者を対象にアクティブシニア目標シートを用いて、個々のフレイル予防の取り組みの状況を把握する。

７．地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、高齢化の進む地域を中心にコミュニティ作りの支援を行う。

友愛ボランティアの連絡会に参加し、見守り対象者の情報共有を行う。必要時にはセンター内で共有し支援方針を決定し、早期に社会資源等に繋げる等の支援を行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

８．認知症に関する取り組みについて

A 地域住民対象に、認知症地域支え合い推進事業を活用し「認知症の方に対するコミュニケーション」をテーマに学習会を開催する。

B 地域での認知症高齢者声掛け訓練の後方支援を行う。

介護リフレッシュ教室は年４回開催し、内容や広報の仕方を工夫し参加者の満足度アップと参加人数の増加を目指す。

９．民生委員等地域との連携について

民児協や友愛連絡会に出席し、民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらうことで地域関係者と連携しやすい関係づくりを行う。

１０．医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。地域ケア会議に医師や歯科医師・薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい、連携しやすい関係作りや情報共有等を行う。

１１．その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。

各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、介護分野だけではなく、他の福祉分野とも連携を図る。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　60

あんしんすこやかセンター名：　塩屋　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　古本　吉洋

令和　8年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、専門職として職員が相互に協力・連携しながら適切な支援を行う。研修への参加及び毎朝のミーティング等で情報共有や事例について検討し、センター内の連携を深めることでセンターとして対応できる体制とする。

営業日においてセンター職員で当番を決め、常時 1 名は在所することで電話や来所による相談に対応できるよう努める。また祝日には営業し土・日曜日も必要に応じ対応することで就労している家族にも相談しやすい体制をとり、営業時間外の夜間や土・日曜日も電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

２．職員の配置について

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の４職種を各１名以上配置。地域との連携を密に適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。介護予防プラン作成担当職員を 1 名配置し、センター職員が担当するプラン数に配慮し、介護予防支援業務及び地域包括支援業務の双方が円滑に行えるようにする。

職員皆が研修に積極的に参加し、センター内で復講することで職員全体のスキルアップを図る。また個人情報保護について神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守するよう定期的にチェックする。

３．総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域の生活を継続する上での生活課題を幅広く把握し、相談を受けた際には介護サービスにとどまらずインフォーマルサービスを含むあらゆるサービス・関係機関・各種制度の利用に繋げていくようにする。そのためには社会資源情報を収集・更新・整理を常に行い、相談者等に対して迅速・的確な情報提供や支援が出来るようにする。

また、地域活動への参加及び行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携できる協力体制を築けるようにする。

４．権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の理解及び虐待防止研修の受講により虐待に関して知識を深め、地域住民に対し虐待防止の広報・啓発活動を行う。発見時や通報を受けた際にはマニュアルに則って迅速に対応し、民生委員や関係機関と連携しながら適切に早期解決に向けた対応がとれるようにする。消費者被害については圏域内で起きた実例（未遂・実害）を含め、地域住民に対し広報啓発活動を行い交流機会が少ない高齢者にも情報が届くように働きかける。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者の困りごとを地域の方が身近に気軽に相談できるようにと、塩屋地域独自の介護相談窓口のマークとして「しおや介護 SOS」の運用を開始し、地域ケア会議の参加者を中心に意見を出し合って運用について改良を重ねてきた。相談者が相談しやすく認知症など支援が必要になっても住み慣れた地域での生活が続けられる協力体制を継続していく。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例など必要に応じて同行訪問及び情報提供・関係機関との連携体制を構築し支援する。介護支援専門員対象に交流をかねた勉強会を年１回開催し、必要時には個別課題解決のための事例検討会等の開催も検討する。介護支援専門員のもつ課題解決に向けてセンター内で協議しながら支援する。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。また、介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者に対して包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として一定の関与を行い、地域の状況の把握と共に、必要な助言を行う。

７．地域支え合い活動推進事業について

居場所の活動継続支援として地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに、専門職による地域貢献活動をマッチングすることで必要に応じた後方支援を行う。新たな集いの場の情報を集約し一覧にまとめた塩屋集いの場 MAP について、地域ケア会議を開催し、より広報に活用しやすい内容に改良しながら、活用方法を広げる検討を行う。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症対応関連の取り組み等や認知症支え合い事業について地域に広報するとともに適時ご案内することで認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援する。認知症神戸モデルの広報及び申し込みが難しい高齢者への支援により適切に診断が受けられるよう支援する。地域での対応が難しい認知症事例について、こうべオレンジチームと連携することにより早期診断・早期対応により住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

９．民生委員等地域との連携について

年１回民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行い実態把握により、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報共有を図る。また民生委員からの意見としてあった連携方法として SNS を利用したネットワークの構築についても進めていく。

民生委員が担当する地域の住民に広報できるよう説明し広報物を提供し消費者被害や虐待等の防止に向けた活動を支援する。

地域行事への参加や支援、地域ケア会議の開催・関係者への参加の呼びかけ等を通して地域との連携を図る。

１０．医療機関との連携について

地域の医療機関及び医療介護サポートセンターと地域課題について共有できるよう地域ケア会議への参加を呼びかける。

日頃より高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。入院時においては、医療機関へ入院連携シートにて情報提供、退院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為の退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。医療介護サポートセンター等が主催する勉強会に参加しセンター内で復講することでセンター職員のスキルアップを図る。

１１．その他関係機関との連携について

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・見守り協力事業者・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　61

あんしんすこやかセンター名：　東垂水あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　山崎　晶子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24 時間体制で取り組みます。具体的には、センターは基本的に９時から 18 時、土・日曜日、祝日、年末年始においても交代で勤務し、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18 時から翌朝９時においては、転送電話にて運営管理者が対応します。

緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、区に相談・連携し対応します。個人ケースや相談受理したケースは、センター職員が確認しやすいようセンターの共有データにて管理しています。職員間で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。各種相談には緊急度に応じ迅速かつ適切に、また４職種でのチーム対応とし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行います。

また感染症や非常災害の発生時において、継続的に運営できるように、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２．職員の配置について

センター職員は、①保健師２名、②社会福祉士５名、③主任介護支援専門員１名、④地域支え合い推進員２名、⑤プランナー常勤換算上 1.6 名を配置しています。センター業務の質を向上させるために、職員は各種研修に積極的に参加し、復講研修を行っていきます。

またセンター内で勉強会を計画・開催し、各職員の資質向上・自己研鑽に努めます。センター業務に関連する外部研修には計画的に参加していきます。

３．総合相談支援業務について

地域団体や地域住民にセンターの役割を周知し、早期に相談が入る体制を維持するため、センターの広報を継続します。また各種関係機関においては適切な対応を積み重ね、信頼関係を築きつつ、相談しやすい窓口を目指します。

地域の保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。

各種相談に対しては、緊急性の判断ができ、関係者との連携がスムーズにできるように職員ならびにチームとしての相談援助技術を向上させていきます。

４．権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の介護保険関係事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、高齢者の情報収集に努め、必要に応じて消費者被害の実態把握を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、発生地域周辺を重点的に注意喚起します。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員を中心に地域に向けて行っていきます。

高齢者虐待については、虐待ケース発見及び通報時、速やかにセンター内で情報共有を行い実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・役割分担しながら対応します。地域の介護保険関係事業所や地域の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深めてもらい、センターへ早期に相談していただけるよう、虐待の防止及び早期発見のための広報啓発を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に参加していただける地域ケア会議の開催を企画し、地域住民と地域の課題をともに考え共有できるようにします。また個別課題解決の地域ケア会議においては、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることができるよう、支援内容を検討するとともに、高齢者の課題解決に向けて支援します。

地域課題に関しては、地域ケア会議を重ねることにより、地域に共通した課題を明確にし、地域に必要な取り組みを明らかにします。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは、年２回の開催を目標とし、事例検討や制度改正などにより必要とされる知識の習得、各社会資源と連携体制の構築、専門性のある視点と知識を持った課題解決能力の向上等、個々の介護支援専門員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じた情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。また相談内容を分析し、必要な支援を計画していきます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能をふまえ自助・互助に焦点を当て、介護が必要な状態になることを予防します。本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、本人の状態像を適切にアセスメントし、介護保険サービスだけではなく、医療や保健福祉サービス、地域の社会資源等のインフォーマルサービスにも着目し、個別性のあるプランを立案します。

７．地域支え合い活動推進事業について

住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源を見いだし、地域課題として住民と共有する機会を持ちながら、住民主体の居場所づくりなど、インフォーマル資源の開発を支援します。今年度、新たに活動開始となった団体への後方支援として、フレイル予防が地域へ定着するよう支援を行います。

８．認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族に対する相談が入る体制を作る為、認知症サポーター養成講座の推進や、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発、認知症支え合い事

業の活用を行い、地域の方の認知症への理解を深めます。認知症になっても地域での生活が継続できるよう、各関係機関が互いの役割の理解を深めるための地域ケア会議を行います。

９．民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事への参加を通し、民生委員をはじめふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。近年ふれあいのまちづくり協議会の役員が交代し、体制が変化していく中、地域の持つ解決能力をサポートし、必要に応じ適宜協力していきます。ふれあいのまちづくり協議会に参加している自治会からの依頼に対し、センターの広報を行う事で地域住民が早期に相談ができる体制を作ります。一斉改選にて着任した新任の民生委員へセンターの役割の説明や必要時の同行訪問を通して関係性を構築します。一人暮らしや老々世帯が増加していく中で、民生委員との同行訪問や地域関係者と協力して、ケースへの対応や問題解決に取り組んでいきます。

１０．医療機関との連携について

センターが主催する地域ケア会議等で、医師・歯科医師・薬剤師・医療介護サポートセンター等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。また、個別ケースの対応にて、文書や電話による連携だけではなく、必要に応じて直接医療機関へ伺い、日頃から地域の医療機関と顔の見える関係性を築くよう努めます。

１１．その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、自立支援・重度化予防の観点からサービスが提供できるように行政をはじめ、保健・医療（医院・病院等）・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者等）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会・見守り協力事業者等）と協働します。

認知症による困難事例や在宅医療が必要な事例などは、必要な制度や医療機関につなげることができるよう、弁護士相談を活用し、オレンジチームや医療介護サポートセンター等と連携して対応します。

また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指します。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないよう留意していきます。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　62

あんしんすこやかセンター名：　垂水名谷あんしんすこやかセンター

運営管理者名：屋部　伸子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・同一法人の運営する特別養護老人ホームの 24 時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた 24 時間相談を受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。

・緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行う。

・担当者不在の場合でも対応出来る様、4 職種で常日頃から週１回以上のミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する。

・法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。

・ソフトウェアの伝言板機能等を活用し、情報伝達や共有が漏れなく行えるように取り込む。

・月報の相談対応実績入力表の様式を作成し、業務改善や負担軽減が出来るように取り組む。

・感染症予防対策として必要時のマスク着用、手洗い等を実施する。

・災害時には災害時対応ガイドラインや予防支援事業者の業務継続計画を活用し法人内でも平常時より連携し、運営体制が確保できるようにする。

・ハラスメント対応体制として利用者や家族等からのカスタマーハラスメントに対して、関係機関や専門家と連携し、あんしんすこやかセンターハラスメント対応マニュアルにて対応し、職員の心身の健康と安全を保護する

２．職員の配置について

・資格・職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員を行政配置５名に加えて法人加配１名とすることで相談への迅速な対応や多様な視点からの対応向上に努める。それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。

３．総合相談支援業務について

・新規相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民からの介護全般の相談に対応する。入院や入所、退院や退所に対する相談対応も行う。

・電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように１名以上の職員が在室できるような体制を取る。

・総合相談に対してセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報の判断を、フローチャート等を活用し方向性を検討した上で対応する。

・過去に受けた相談が検索できるように、遡って相談データを入力し、データベースを作成し活用する。

・新規で相談を受理したものはexcelデータベースに入力し、再相談への対応をスムーズに行うことができるように工夫をする。
・支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や実態把握を行う。
・相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
・地域で開催される祭り等にて、センターの広報や認知症広報啓発、相談窓口の機会を設け、高齢者をはじめ多世代の地域住民に啓発活動を行う。

４．権利擁護業務について

① 権利擁護全般

・地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、安心して生活ができるように専門的・継続的な支援を行う。

② 成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

・高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等を活用し、給食会や地域行事、地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③ 高齢者虐待への対応

・地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事等で啓発する。又、介護支援専門員に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
・相談窓口としてセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す事で、高齢者虐待を未然に防ぐことが出来るよう取り組む。また、介護リフレッシュ教室の対象者リストを作成し、開催内容や開催場所に合わせて参加の呼びかけができるよう工夫する。
・虐待の相談・通報・届出を受理した場合、センターで組織的に判断、垂水区保健福祉課へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④ 困難事例への対応

・高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等、支援困難事例を把握した際にはセンター職員が相互に連携を図る。関係機関、地域住民、区保健福祉課等とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し、見守り等の必要な支援を行う。
・ヤングケアラーの把握、情報提供を行う。介護支援専門員等から相談を受けた際は迅速に情報収集を行い、垂水区保健福祉課へ相談する。また、地域行事や民生委員定例会などにおいて地域住民に対してもヤングケアラーの広報啓発を行い認知度の向上に取り組む。
・精神保健に課題を抱えているが様々な理由により必要な医療や福祉サービスなどを受けることができない対象者に対して精神保健福祉・多職種アウトリーチ支援事業を活用し、症状などの悪化等によりに地域生活が困難になる事がないように支援する

⑤消費者被害の防止

・消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と共有する。
・住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合は神戸市へ報告し、神戸市消費生活センターへ相談、家族や支援者とも協議しながら役割分担を行い、対応する。
・給食会や地域行事等で被害情報を匿名化して地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 地域の現状把握と地域づくり

・地域診断では、圏域を7つの地区に分けて人口や高齢化率の経年変化をグラフ化し、地域の特性などをまとめる。センターに寄せられる相談内容についても分析、圏域の特徴を明らかにし、地域課題を抽出する。
・令和8年度はC地区を全センター職員で地区踏査を行う。令和7年度地域ケア会議で出た課題を解決するために地域の変容や特徴について把握する。収集した情報をまとめて地域診断を実施し、地域活動計画書の作成に活用する。
・B地区は昨年度、孤独死が数件発生し、認知症相談も増加していたため、地域ケア会議を通して地域住民と共に認知症高齢者等の見守り支援について検討することを計画する。
・B地区、C地区等新たな地域での見守りシステムの立ち上げについて声があるため都度連携を行い、後方支援を行う。
・A地区での地域ケア会議の末、令和5年9月に立ち上がった「体操の会」に対し、今年度も運営の後方支援を実施。

② サービス提供事業者等について

・運営推進会議に参画し、該当するサービス事業所が地域に密着したより良いサービスが提供でき、地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

③ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言

・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜センターの各専門職や地域の関係者や関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
・担当圏域及び、委託先の介護支援専門員を対象にしてニーズに基づいたケアマネの集い（研修会）を開催する。
・C地区にて地域と介護支援専門員がネットワーク構築し協力して見守りができる体制作りへ向けた話し合いを実施する。

6．介護予防ケアマネジメント業務について

・個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な、本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成する。あわせて、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
・介護予防プランを通じて個別的相談助言を行う。

7．地域支え合い活動推進事業について

・民生委員との顔の見える関係作りを構築することで、個々の見守りから地域住民同士で支え合う体制を推進していく。
・ふれあいのまちづくり協議会、民生委員主催の各給食会や住民主体のカフェへ必要時、参加等を通して、活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係づくりを行う。

・垂水区の坂道の多い特性を踏まえ、フレイル予防・改善に対する取り組みを実施する。
・地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、垂水区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を１ヶ月に１度発行する。

８．認知症に関する取り組みについて
・神戸市、垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会、医療介護サポートセンター、オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医、認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図る。

① 多世代の認知症理解
・令和４年度よりＣ地区の地域福祉センターのトライやるウィークに参加している中学生や地域住民と共に、認知症高齢者声かけ訓練や地域ケア会議を開催し、多世代で認知症高齢者への関わりを学習。令和８年度もＣ地区のトライやるウィークに合わせて認知症理解への取り組みを企画予定。

② 神戸市安心登録事業について
・神戸市安心登録事業を継続し、必要な対象者が利用できるようにしていく。

９．民生委員等地域との連携について
① 地域見守り活動の支援
・サービスにつながっていない高齢者について実態把握のリストを作成する。令和５年度からは継続して、Ａ地区の困難ケースが多い大型集合住宅について高齢者の実態把握リストを作成し、地域行事への参加勧奨などのツールとして活用する。
・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有する。
・介護支援専門員と民生委員の顔合わせをすることで互いの業務の理解促進や見守り支援ネットワーク構築する

② 相談・通報対応
・相談・通報があった場合は、センター職員は必要時民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握したうえで同行訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合は内容に合わせて家族や関係機関等に引き継ぐ。
・緊急時は家族や垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

１０．医療機関との連携について

・病院や主治医等を含めた医療機関でのカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
・医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識、実践対応のスキルアップを地域の介護支援専門員と共に図る。
・精神障害のある高齢者やその家族について、垂水区保健福祉課や垂水区社会福祉協議会、障害者支援センターとのケース検討を行う。精神科医や、障害者支援センターなど各専門家と対応方法などについて話し合い、対象者に対して適切な対応ができるようにしていく。
・病院や主治医からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達することで、退院後の生活がより安定するよう連携を強化する。
・地域ケア会議等に医療職の参加を依頼し、在宅生活を送るうえでの意見交換を実施。

１１．その他関係機関との連携について

・イベントのポスターやチラシ配りを通じてセンター広報や介護予防普及啓発活動を実施。
・高齢者見守り事業の協力事業者やインフォーマルサービス事業者、有償ボランティア団体等との情報交換を通じて高齢者の見守り体制を強化する。
・災害時に対応できる様に地域の関係機関や法人と平常時より連携を行い地域の防災ネットワークへも参加し、有事の際は災害時対応ガイドラインを活用し防災・減災に繋がるように努める。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
・介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、指定居宅介護支援事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者に選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
・正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。地域行事等にて講師を依頼する際にも、同様とする。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：６３

あんしんすこやかセンター名：平磯あんしんすこやかセンター

運営管理者名：小椋　愛

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

①同一法人の運営する特別養護老人ホームの２４時間体制機能を活かして、夜間、祝祭日、日曜日など２４時間相談受付や迅速な対応がおこなえるように連絡体制を明確にし、職員にも周知を図る。

②毎朝の朝礼で、新規相談や各自の相談対応の進捗状況、地域行事の参加時の地域の声についての情報共有や検討の機会を持つ。また、月１回のミーティングで前月の相談簿のフォローや職員の仕事の状況等の共有、地域診断や地域の課題を話し合う機会を持つ。

③職員個人とセンター全体のスキルアップを図るため、外部の必要な研修の参加や定期的に併設居宅とテーマを決めて勉強会や事例検討会などをおこなうなど、自己研鑽に励み、センター全体の質の向上に努める。

④センター内の帳票やデータ、マニュアルを見直し、効率化や視覚化を図り、業務がスムーズに行えるようにする。

２．職員の配置について

「地域包括ケア」を実現する為に保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員の４職種を配置し、その４職種が個々の専門性を活かして相互に連携協働しながら、チームアプローチをおこない、事業を展開していく。

３．総合相談支援業務について

①本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し、必要に応じて、実態把握のための訪問実施、適切な機関やサービスにつなげるように努める。

②相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し、自己解決をしていただく、また、必要に応じて、関係機関につなぐ。

③継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握をおこない、個別の支援をおこなう。

④要介護認定及び介護サービス利用の相談があった場合は要望だけを聞くだけでなく、なぜ申請したいのか、なぜ介護サービスを受けたいのか、相談者の背景やその根拠等、必要性を紐解く等、対人援助のスキルを活かす。

４．権利擁護業務について

①成年後見人制度の活用について

地域行事参加者に対して制度の広報に努めるとともに身寄りのない高齢者をはじめ、必要な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポートセンター等の関係機関と連携する。

②虐待への対応について

センターが相談・通報を受理した場合、早急にセンター内で協議し、関係者からの情報収集、訪問等の実態把握を複数でおこない、事実確認をおこなう。「高齢者対応の手引き」に即して対応方針を区と検討する。

地域行事の参加者に対して、パンフレットやＤＶＤ等を用いて、高齢者虐待について広報や啓発活動を開催し、地域住民に対して正しい知識と認識、理解をしてもらえるように取り組みをおこなう。

③消費者被害の防止について

地域行事の参加者に対してＫＯＢＥくらしのレポート資料等を用いて、消費者被害に遭わないよう啓発し、地域での消費者被害の情報を把握し、具体的な対応等、住民に情報提供することで生活トラブルや消費者被害を予防する。

また、地域支え合い推進員情報誌「ニコニコはあと」を配布し、消費者被害に遭わないために周知をはかる。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①包括的・継続的なケア体制

医療・保健・介護の関係者や民生委員、ボランティアなどの連携体制を構築する為に多職種の専門性を理解し、顔の見える関係性を強化する。

インフォーマルなサービスについても社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報提供をおこなう。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用や資質向上について

居宅の介護支援専門員が日常的な業務をおこなうにあたり、勉強会・情報共有や相談しやすい環境づくりに努め、個別のケアプラン作成への助言やサービス担当者会議開催の支援等、専門職種との連携等、専門的な視点で個別指導や相談に対応する。

③支援困難事例等への指導・助言について

４職種協働のもと、アセスメントをおこない、具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め、指導助言相談等をおこなう。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

①高齢者の自立を支援するための考え方として「　⑴ケアマネジメントの基本の再確認⑵ケアマネジメントプロセスの協働化⑶インフォーマル資源とケアマネジメント　」が示されており、この視点を持ち、ケアマネジメントしていく。

②利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるような支援計画を作成する。

「本人ができる事は本人がおこなう」ことを基本とし、本人の意思決定を大切に生活意欲を引き出すよう心掛ける。さらに具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業所に委託する場合、神戸市の「適切なレアマネジメントの指標」に従い、予見を満たしているかどうかを確認する。また、自立支援に資するケアマネジメントがおこなわれているかの視点でアセスメント、マイケアプランの確認をおこなう。

③介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントをおこない、フレイル状態にある利用者に対しては、フレイル改善通所サービスなどを支援計画に位置付けることができるように心掛ける。介護予防（フレイル予防）に関する普及啓発をおこなうために「いきいきはつらつ自分らしく」等の配布や説明、有識者等による講演会や相談会の企画等、介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を適宜実施する。

④居宅介護支援事業所、主治医、民生委員等関係機関と連携し、効果的なケアマネジメントを実施するとともに地域や個人の新たな課題分析をおこない、地域づくりに活用していく。

⑤居宅介護支援専門員などから担当利用者が介護保険サービス利用終了時には、地域での見守り体制の希望の有無について情報提供が得られるように周知を図り、希望のある場合は対応するとともに民生委員等関係機関等に報告をおこなう。

７．地域支え合い活動推進事業について

高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みができるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

① 地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と事業者、商業施設、商店街、住民などの自主的活動も含めた社会資源の把握をおこなう。

② 地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。

③ 地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等と顔の見える関係づくりを強化する。

④ 地域ケア会議にて抽出された地域に求められる居場所づくりなどの社会資源を創設するためにリーダーやボランティア等の発掘やマッチング方法を垂水区社会福祉協議会と協働でおこなう。

⑤ 生活情報提供等について、地域支え合い推進員は垂水区社会福祉協議会と連携を図り、区内の他センターの地域支え合い推進員と定期的に高齢者向けの生活情報誌として「ニコニコはあと」を発行し、配布は高齢者宅訪問時や民生委員を通じて配布をおこなったり、給食会や地域行事、地域福祉センター等で情報提供や広報、啓発等をおこなう。

８．認知症に関する取り組みについて

① 地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発をおこなうため、認知症サポーター養成講座を年１回は開催する。

② 認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に発見し、専門医につなぎ、認知症の進行を防ぎ、適切な支援を受けることができるように努める。また専門医や適切な支援につなぐことが困難であるケースは認知症初期集中支援チームと連携する。

③ 介護リフレッシュ教室を通じて、認知症家族の介護負担軽減などの支援に努める。

④ 認知症支援事業を普及させる。

９．民生委員等地域との連携について

① 民生委員、児童委員、友愛訪問ボランティア等と小地域支え合い連絡会において勉強会（地域包括システムや介護保険制度等）や事例検討会等を開催し、連携と信頼関係の構築に努める。

② 住民活動の中心的役割を担っているふれあいのまちづくり協議会、老人会や自治会、婦人会などの関係団体と連携し、高齢者の声かけ訓練の実施をおこなう。

１０．医療機関との連携について

①　「地域包括ケア」の構築にあたり、病院の地域連携室や居宅介護支援事業所、訪問看護、リハビリ、介護関係者との相互の連携を強化し、安心した在宅生活のための他職種連携のシステム構築、医療と介護の円滑な連携のシステム構築に努める。

②　医療介護サポートセンター主催の研修会の参加等、情報共有し、連携を継続する。

③　認知症の早期発見、早期治療を可能とするために迅速に医療につなぐことができるように主治医との連携を図る。

④　地域ケア会議で専門職としての助言する役割を担っていただけるように日頃から顔の見える関係づくりをおこなう。

１１．その他関係機関との連携について

①　多世代の地域住民、民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークづくりの構築に努める。

②　圏域内の見守り協力事業者に働きかけをおこない、「認知症の人にやさしいまちづくり」の啓発、フレイル予防啓発、センターの広報活動に努める。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

①　センターは「公益的な機関」として介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正かつ中立性の高い事業をおこなう。

②　介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定をおこなう際には、事業者の適切な情報の提供をおこない、利用者の意思を尊重し、自己決定により選択できるように努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　64

あんしんすこやかセンター名：　本多聞あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　涌元　宣明

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の 9 時から 17 時 30 分はあんしんすこやかセンター職員で対応します。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整えます。夜間帯と日曜日は、法人内の宿当直者が対応し必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応します。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置し、住民からの相談に適切に対応します。緊急時対応は、職員全員で情報共有し、必要時には勤務時間外での対応を行います。

２．職員の配置について

労務管理に努め、職場環境の整備や職員間のコミュニケーションを密にとることで、4 職種が欠員なく勤務できるセンターを目指します。

３．総合相談支援業務について

相談件数も増加しており内容についても年々多様化しています。精神疾患や認知症のため近隣トラブルが生じているケースや、８０５０問題・ダブルケアラー・ヤングケアラー等、問題が重症化してから相談に来るため、解決までに長期間を要するケースが多くなっています。問題が重症化する前に相談に繋げられるように、積極的に地域へ出向き相談しやすい関係性を構築できるよう関係機関と連携を図ります。

４．権利擁護業務について

高齢者を狙う特殊詐欺や悪徳商法などの消費者被害が後を絶ちません。未然に防ぐためにも具体的な事例を広報して行けるように、地域の連絡会や民生委員とも連携を取り啓発を行います。また、介護者の負担が大きくなることで、高齢者虐待に至るリスクが高まっています。権利侵害を未然防止するため、注意喚起や見守りを民生委員や自治会、介護関係事業者と協力し、啓発活動に努めます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者がどのような状態であっても地域社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、医療や他の専門職及び地域との協働を行い、助け合える地域としてのネットワーク構築を目指します。

介護支援専門員からの相談ケースの経路や内容を分析、その結果に基づくニーズや直接聞き取ったニーズに対する研修会や勉強会などの開催に取り組みます。また圏域内の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを心がけ、社会資源の情報発信、個別ケースの相談に対して後方支援を行うことで利用者や地域住民への援助につながるよう体制を整えます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

超高齢化社会に伴う後期高齢者人口の増加とともに、身体的機能の低下や意欲の低下などで社会的に孤立する方が多くみられます。そのため地域の集いの場などコミュニティへの社会参加を促すとともに、フレイル予防・改善ができるように支援します。高齢者自ら健康寿命を延ばす行動に結びつけることができるよう健康づくりを支援します。

７．地域支え合い活動推進事業について

地域にあるつどいの場や地域拠点型一般介護予防事業などの場所情報を住民、関係機関へ提供します。また令和７年度は、フレイル改善通所サービス終了後に利用者と協議してつどいの場を立ち上げる事ができました。令和８年度は、参加者主体で運営できる様に後方支援していきます。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症の相談件数は年々増加しており、医療受診に繋がっていないケースは、本人の生活の質の低下などがみられ、家族や近隣住民からの相談も多く受けています。

認知症の方の尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、社会参加を促進し、お互いに見守り合えるまちづくりを推進していきます。そのために、幅広い世代へむけた認知症サポーター養成講座、認知症神戸モデルの啓発を行い、認知症の理解を深めてもらえるよう支援します。

９．民生委員等地域との連携について

地域の見守り活動をされている民生委員と顔の見える関係、連携しやすい関係性を作っていくよう努めます。民生委員と情報共有が早急にできる様に、密に連絡をとります。

１０．医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと協力し圏域のケアマネージャーが医療との連携がスムーズにとれるように研修の情報を発信します。また、困難なケースなどは圏域内の協力していただける医療機関と連携を取りながら課題解決に向かいます。

１１．その他関係機関との連携について

高齢者のみならず、障害者、生活困窮者、家族介護者への支援、複合的課題に対応していく包括的な支援ができるよう、各機関と連携していきます。また、こども・若者ケアラーや 8050 問題など支援が必要な 65 歳以下のケースについても把握していきます。

高齢者に関わる商業施設や見守り協定を結んでいる企業と協力し、高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らしていけるように連携を図っていきます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターは公益性の高い機関であることをセンター職員が自覚し、特定事業所へ偏ることなく、利用者の利益を最優先に公正・中立な立場で活動します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　65

あんしんすこやかセンター名：舞子台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　福井順久

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
・センターが開所されている時間帯は当番を決めて職員が常駐し、来所、電話の相談を対応する。また、転送可能な携帯電話も用いて、24 時間、365 日相談を受ける。
・センター内の緊急時対応マニュアルに基づき、危機介入や緊急対応を要すケースにも組織的な援助を実践する。
・職員はセンターの運営方針、運営要綱、実施要領、各業務マニュアルに基づいて業務を行なう。

２．職員の配置について
・保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置する。センター職員は相互に連携し、チームで業務にあたる。
・センターの「内部連携」の強化も目的に、週に１回は４職種ミーティングを開く。
・研修内容を業務で実践する為に、研修を受けた職員によるセンター内復講研修の後に、センター職員間で研修内容の活用が見込まれる現場について意見交換を行う。
・センター内のケースカンファレンスで必要時に実施する「支援計画の協同立案」や「援助プロセスの共有」も通じて、全職員がケース支援に関する資質向上に取り組む。

３．総合相談支援業務について
・インテーク後に継続支援が必要と判断したケースではアセスメントを実施し、クライエントが抱える生活問題と、クライエントが生活問題を自力で解決する力について評価する。
・インテークをとったケースは全て、翌日の朝礼時に職員間で共有する。
・クライエントが抱える生活問題を解決する為に、フォーマル、インフォーマルを問わず、問題を解決する上で効果的な社会資源にクライエントを繋ぐ。

４．権利擁護業務について
・セルフネグレクトの状態で生活している高齢者を援助する際は、専門機関とも連携し、対象高齢者の基本的人権を擁護する。
・高齢者虐待対応のケースでは高齢者虐待防止法に基づき、養護者支援も対応する。そのために、養護者の生活アセスメントにも注力する。
・未遂のケースであっても、圏域内で確認された消費者被害に関する情報は、神戸消費者

センターや警察署等の関係機関と共有する。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・共益性、地域性、共同性の視点を踏まえ、介護支援専門員からの支援ニーズに基づいた相談対応を行なうとともに、相談内容を整理、分類し、地域課題の抽出に活用する。

・事例検討会を居宅介護支援事業所と協働で行い、介護支援専門員同士のネットワークづくり及び介護支援専門員の実践力の向上を図る。

・介護支援専門員が個別のケアマネジメントで活用できるように、社会資源の情報提供を行う。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・介護保険法や運営マニュアルを遵守し、介護予防業務や介護予防ケアマネジメント業務を実施する。

・委託先の居宅介護支援事業所において適切な介護予防支援業務が行われるよう、必要時の社会資源の情報提供や相談対応を行なう。

・個別訪問の他、民生委員や地域関係者等からの情報ももとに、介護予防が必要な方の把握と当該高齢者への介護予防支援を実践する。

・集いの場でのフレイル予防啓発等、圏域内高齢者のフレイル予防の取組を積極的に支援する。

７．地域支え合い活動推進事業について

・各民児協地区で小地域支え合い連絡会を年２回開催する。
センターから広報を行い、民生委員等と地域で暮らす高齢者に関する情報交換や地域課題について話合う。

・地域の支え合い活動を支援するため、地域との関係づくりに努めるとともに、様々な地域課題に対する地域団体等の福祉活動を支援する。また、協力事業者による高齢者見守り活動等との連携も図っていく。

・地域での見守りが困難な地域や高齢者に対して、介護サービスの導入や地域の見守り体制への移行等援助の方向性が決まるまでは、暫定的な見守り訪問を行なう。

８．認知症に関する取り組みについて

・高齢者の神戸モデル（認知機能検診、認知機能検査）の活用を支援し、早期診断と早期治療に繋ぐ。

・介護リフレッシュ教室について、居宅介護支援事業所、民生委員児童委員協議会、市営住宅集会所、UR、見守り協力事業所（郵便局、薬局、鍼灸院、店舗）等に、幅広く広報し、同教室への新規参加を促す。

・認知症で身上保護と財産管理の支援が必要となっている身寄りのない高齢者が、安定的、継続的に同支援を受けることを可能にする為に、当該高齢者を成年後見制度の利用に繋ぐ。

９．民生委員等地域との連携について

・民生委員等と対象高齢者の情報交換を行う他、地域課題に関する話し合いを行なう。

・民生委員や自治会の方の負担が過度にならないよう、自助、互助だけでは生活が立ち行かないケースでは、適切なフォーマルサービスに速やかに高齢者を繋ぐ。

１０．医療機関との連携について

・個別のケース支援を通じ医療機関と連携する。自宅での生活状況や課題を医療と相談し、適切な医療が受けられるよう支援する。

・医療介護サポートセンターとの連携により、医療機関とのネットワークを図る。

・認知症初期集中支援事業の活用により、認知症の方へ早期介入し、医療機関への受診に繋げる。

１１．その他関係機関との連携について

・高齢者が住み慣れた地域で営む尊厳のある生活を可能にする為、必要時は法律の専門機関とも連携する。

・老人会、婦人会、自治会、NPO の他、普段高齢者と接点のない PTA や青少協等の住民団体とも繋がり、地域の高齢者の見守りや必要時のセンターへの連絡について協力を依頼する。同取り組みも通じて、生活に困難を抱える高齢者を出来るだけ早期に発見し、必要な支援に当該高齢者を繋ぐ。

・高齢化率が高く、エリア内に高齢者が集まることが出来る場所・建物・集いの場が全くない「B 地区 Z 区域」の住民を対象に、フレイル予防支援事業を担う事業者、当該エリアの住民とも連携して、「住民がフレイル予防の取り組みの効果について話し合う機会」をつくる。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・センターの運営費用が介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることをセンター職員は十分に認識して業務に取り組む。管理者を含む全職員が同事項を確認する機会を、年に数回センター内でもつ。

・センター業務の実施にあたり、高齢者に提供されるサービス・サポートが、特定の事業所に理由なく偏ることがないよう、公正・中立性を確保する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　66

あんしんすこやかセンター名：　神陵台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　嶋村　夏美

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・運営時間は月曜から金曜（午前８時半～午後５時半）土曜日（午前９時～午後５時）として祝日も運営する。日曜日と年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の休日や運営時間外、訪問等でセンター内が不在となる場合は管理者が転送電話で対応を実施する。

・災害時においては４職種を中心として可能な限り出務し相談支援に努める。

２．職員の配置について

・センター職員は、①主任介護支援専門員1名、②社会福祉士１名、③保健師１名、④地域支え合い推進員 1 名、⑤介護予防プランナー１名、加配で地域支え合い推進員１名、社会福祉士１名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を活かしてチームアプローチでセンター事業の円滑な推進を図っていく。

３．総合相談支援業務について

・高齢者の多種多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な資源に繋ぎ支援する。

・商店街の中の立地を活かし、神戸市からの様々な情報を発信してセンターの広報・啓発活動を行い、高齢者にとって身近で相談しやすいセンターとなれるよう取り組む。

・すべての相談内容は職員間で速やかに情報共有を行い、チームアプローチを行う上で必要なケース検討会議やミーティングを実施し、専門職間で連携を図り円滑に支援する。

４．権利擁護業務について

・高齢者虐待、消費者被害に関して報告や相談があった場合には関係機関と連携を図り速やかに情報収集と事実確認を行い垂水区保健福祉課に報告しチームアプローチにて対応する。

・高齢者虐待について、早期発見・迅速な対応が出来るよう、圏域内居宅等に対し、勉強会などの機会を作り、相談しやすい関係性作りと対応力をアップする。

・成年後見制度について啓発活動を行い相談については適切な機関に繋ぐ。また金銭管理が困難となってきた独居高齢者に対しては日常生活自立支援事業に繋ぐなどの支援を行う。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内にて事例検討会やケアマネ連絡会等の開催により、ケアマネジャーとの交流を深め信頼関係を築き、情報を共有。関わっていくことでケースの対応力の向上を目指し、利用者

が地域で長く生活を続けていくことや、尊厳を守り暮らしていけるよう支援する。
・ケアマネジャーが抱える困難ケースや地域内の解決困難な事例には、地域の多様な職種で関わり支援する。また地域課題を地域ケア会議や多職種連携会等で検討し課題解決に向けて検討する場を作る。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
・自立支援を尊重し生きがいをもった暮らしができるよう支援し、介護予防ケアマネジメントに地域資源やインフォーマルサービスを位置づけ、地域で支え合う基盤が構築できるよう取り組む。

７．地域支え合い活動推進事業について
・地域にある医療機関や薬局、介護関係事業所とセンターから積極的につながりを持ち、連携していくことで地域住民のフレイルを早期に発見し予防に繋げていく。
・地域で高齢者が孤立しない見守りネットワークづくりのため、地域住民や地域団体、多職種間と顔の見える関係性を作り連携力を強化していく。

８．認知症に関する取り組みについて
・認知症の取り組みとして、自治会、ふれまち、民児協、小学校、児童館等とつながりを持ち、高齢者について、また認知症について考える機会を作る。認知症について正しい知識を持ち、認知症を地域で支えることができるような地域づくりを目指し、認知症になっても安心して暮らしていける街づくりを目指す。認知症声掛け訓練を上半期に実施する。

９．民生委員等地域との連携について
・地域支えあい推進員を中心に、各地域の定例会や小地域連絡会、集い場等に参加して、各地域の関係者との関係性を作り、ニーズや課題を共有する。課題に対して一緒に考え、地域主体で取り組めるような環境を作る。

１０．医療機関との連携について
・圏域内の医療機関や薬局と顔の見える関係性を作る。センターの役割を理解してもらい、フレイル予防や認知症対策などの協力依頼を行う。病院の地域医療連携室との連携により円滑な入退院調整や医療から介護へ切れ目ない支援を行う。

１１．その他関係機関との連携について
・集いの場支援者のサポート、NPO 法人との連携により社会資源づくりの後方支援を行う。
・高齢者の安否確認、早期対応に向けて、住宅管理会社、新聞各社等見守り協力事業者と連携を行う。
・自治会、ふれまち、民児協、小学校、児童館等と連携する機会を持ち、多世代でより良い地域にしていく。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について
・神戸市の委託を請け負う事業者としての責任を意識して活動する。
・相談者に適切かつ最新の情報が提供できるよう、研修会の参加により自己研鑽に努める。

・毎日のミーティングにより専門職間で情報提供や意見交換を行い、偏った支援にならないよう配慮し、公正中立な援助ができるよう努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　６７

あんしんすこやかセンター名：　舞子あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　高屋　純子

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9 時から 17 時 30 分とし、時間外や日曜日及び年末年始（12/31～1/3）及び開設時間外については、母体法人が設置している施設（特別養護老人ホーム）において 24 時間体制で連絡を受け、センター職員に連絡が取れる体制をとっている。

２．職員の配置について

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、福祉・医療等の多様なニーズにそれぞれの専門知識や経験を活かしチームアプローチを行い地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。指定介護予防支援及び介護予防マネジメントのため、介護支援専門員を増員。

３．総合相談支援業務について

地域住民が安心して暮らし続けられるように支援体制を整え、自立した生活を送ることができるように努める。地域の高齢者の介護相談窓口として、多様な相談に対応できるように、地域資源の情報を整理し、積極的に地域を訪れ、顔の見える関係を築くことで、住民が気軽に相談できる環境作りに努める。地域に訪問した際には、住民の声に耳を傾け、こまめに記録を残すことで課題を抽出する。受付内容については、データ管理を行い地域の特性を把握し、適切な対策を検討する。また、丁寧なフォローアップを心がけ、切れ目のない対応を行う。高齢者の多様化する課題に対応するため、他機関とのつながりを大切にし、相談内容に応じて適切な情報提供や関連機関への連絡調整を担う。

４．権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行うとともに、個別ケースについて、その人らしく安心した生活が守られ、尊厳の保持できるよう、様々な権利侵害などの相談に対し、マニュアルを遵守し、速やかに関係機関と連携し適切に対応する。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行い、身近な相談窓口として認知されることで、早期相談・早期介入に繋げる。消費者被害については最新の被害情報を地域住民やサービス事業所にタイムリーに発信していく。成年後見制度については、QOL の向上を目指し、必要に応じて早期に利用できるように広報する。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の居宅介護支援事業所や地域密着型サービスの介護支援専門員が抱える困難ケースについて、センター職員の専門性を活用し、利用者が地域で生活が継続できるよう、ともにケアマネジメントについて考えていく。またケアマネジメントに活用できるよう、様々な社会資源について、介護支援専門員に周知していく。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者が早期に介護予防に取り組めるように、地域の集まり等で介護相談会を開催しフレイル予防の啓発に努めると共に、必要性のある方にはアウトリーチをすることで健康寿命を延ばす取り組みに繋げる。また、関係機関や地域団体等と連携し、適切な介護予防事業につながるよう努める。

７．地域支え合い活動推進事業について

住民同士の交流が持てる集いの場や社会資源の活用が活発に行われるよう、積極的に地域に出向いて地域との交流を深め、介護予防事業に携わる専門職や団体等と地域をつなぐ役割を果たす。また、住民同士の支え合いや見守りが円滑に行える仕組みが継続していくように地域全体で見守り活動を推進していくことを目指す。

地域診断や住民の声を元に地域の課題抽出に努め、各関係機関との連携を行いながら地域課題の解決に向け支援を行っていく。

既存の住民主体の集いの場が安定的に継続できるよう後方支援を行うとともに、住民のニーズを受け、新たな集いの場の立ち上げ等の支援に努める。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発を継続し、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座」（キッズサポーター養成講座）や「認知症高齢者等見守り訓練」を実施し、地域ケア会議やケースカンファレンスによる認知症の事例検討を通して認知症に関する理解を深める機会を持つとともに認知症オレンジカフェ等を通じて互いに助け合える地域づくりを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく

９．民生委員等地域との連携について

民生委員との信頼関係構築に努め、見守り支援が円滑に行える様連携を図っていく。

集いの場等に積極的に足を運び、広報活動を行うことで民生委員との認識の共有や情報共有にも努めていく。

また、ふれあいのまちづくり協議会や老人会、婦人会などの地域団体、各事業所や学校といった各関係機関とのネットワーク構築に努め、支え合いの体制強化を図る。

１０．医療機関との連携について

個々のケース対応を通して関係性づくりに努めるとともに、医療連携の課題があれば医療機関と課題検討するなど、医療介護連携の更なる推進を図る。また、医療依存度が高く多職種連携が必要な場合には、医療介護サポートセンターと連携して、早期に適切な対応出来るように努める。

１１．その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、介護医療サポートセンター、NPO 法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、店舗、銀行、郵便局、協力事業者等高齢者に関わる部門以外の地域に関わる幅広い機関との連携に努める。又、8050 問題やヤングケアラー等社会問題となってきていることから引きこもり支援室やこども・若者ケアラー相談支援室とも連携する。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体と連携し、孤立しがちな複合的な課題を抱えた世帯へのアプローチ方法の検討をすすめる。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう情報提供を行う。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する